

## 議第59号 呉市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正に伴い、これに準じて、呉市において選挙長等に支給する報酬の額を改定するものです。

### 2 改正の経緯

選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものについては、定例的な見直しがされており、この度、最近における物価の変動などを踏まえ、投票所、開票所等の経費に係る基準額が改定され、この中で選挙長等に支給する費用弁償額についても改定されたものです。

### 3 近年の報酬額推移（現行まで）及び用語解説

区 分	平成13年 6月改正まで	平成16年 3月改正まで	平成19年 6月改正まで	現 行
選 挙 長	10,400円	10,700円	10,700円	10,600円
投票管理者	12,300円	12,700円	—	—
投票所	—	—	12,700円	12,600円
期日前投票所	—	—	11,200円	11,100円
開票管理者	10,400円	10,700円	10,700円	10,600円
選挙立会人	8,600円	8,900円	8,900円	8,800円
投票立会人	10,500円	10,800円	—	—
投票所	—	—	10,800円	10,700円
期日前投票所	—	—	9,600円	9,500円
開票立会人	8,600円	8,900円	8,900円	8,800円

選 挙 長 開票の結果を開票管理者からの報告により確認して当選人を決定する選挙会の責任者として、選挙会に関する事務を行います。

投票管理者 投票用紙の交付，代理投票の許容，選挙人の確認，投票箱の開票管理者への送致，投票所の秩序維持などの投票に関する事務を行います。

開票管理者 投票の点検，投票の効力の決定，開票の結果の報告，開票録の作成，開票所の秩序維持などの開票に関する事務を行います。

選挙立会人 選挙会に立ち会い，当選人決定などの事務が公正に行われるよう監視します。

投票立会人 投票手続きの立会いや投票箱の送致などの投票事務の執行に立ち会い，公正に行われるよう監視します。

開票立会人 開票手続きの立会いや投票の効力の決定に際しての意見陳述などを行い，開票事務が公正に行われるよう監視します。

### 4 施行期日

公布の日